平成２１年（フ）第１８９９号
福岡市早良区原８丁目18番３号
債務者　平野　清香
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９１６号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄北１丁目４番６号セイバリーヒルズＫ・Ｓ－Ｄ棟102号
債務者　日高奈津子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９３５号
福岡市城南区田島１丁目16番５号
債務者　高橋　文子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９３８号
福岡県朝倉郡筑前町朝日1149番地８
債務者　坂口眞紀子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９４５号
福岡県太宰府市五条６丁目７番３―306号
債務者　永井　英夫
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９４９号
福岡県大野城市下大利４丁目15番12―506号
債務者　柴田美奈子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９５０号
福岡市博多区東月隈４丁目15番12―304号
債務者　廣橋信一郎
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９５３号
福岡市東区馬出２丁目29番20号
債務者　内野　　環
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９５７号
福岡市東区香椎駅東４丁目25番17―102号
債務者　横石　智宏
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９８０号
福岡市中央区平和３丁目７番17―102号
債務者　野田　　治
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９８７号
福岡県宗像市原町273番地４
債務者　伊藤　公俊
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９８９号
福岡市中央区清川２丁目２－１―26マルゲン39―403
債務者　森　　辰也
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９９２号
福岡市南区井尻２丁目９番16―203号
債務者　野瀬　祐子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２００１号
福岡市南区井尻１丁目７番７号
債務者　森崎　　孝
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２００３号
福岡県前原市大字加布里575番地の２パークサイドコロニーⅡ201号
債務者　古川　千恵
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２００８号
福岡県糟屋郡志免町南里３丁目11番27号コーポ南里Ｂ棟201号
債務者　池田　奈美（旧姓永田）
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２００９号
福岡県筑紫野市二日市北５丁目３番１号122号
債務者　波多江浩一
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０１０号
福岡市東区筥松１丁目20番９号
債務者　菊地　里美
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部